

## 令和7年度 天童市保育所等利用案内

保育所等は、保護者が就労等によって家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の委託を受けて乳幼児（以下「児童」）の保育を行う施設です。

保育所等の入所は、調査を行い保育の必要性が高い方から、各施設の年齢ごとの児童欠員数に応じて決定します。

### 1. 入所申込について

入所申込することができるのは下記の要件にすべて当てはまる方です。

- ・天童市内に住所を有する方
- ・令和7年4月1日入所希望の方
- ・児童の年齢が【令和7年4月1日現在の満年齢】で施設の対象年齢に該当する方
- ・【保育を必要とする理由】のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な方

#### ※ 以下のア～エに該当する方は申込することができません

- ア 令和7年5月2日以降に復職予定の方
- イ 育児休業に伴う継続利用中で転園を希望する方
- ウ 令和7年5月以降の途中入所を希望する方
- エ 認定こども園の幼稚園部分および私立幼稚園への入所を希望する方

#### 【令和7年4月1日現在の満年齢】

平成31年4月2日～令和	2年4月1日生まれ…	満5歳	
令和	2年4月2日～令和	3年4月1日生まれ…	満4歳
令和	3年4月2日～令和	4年4月1日生まれ…	満3歳
令和	4年4月2日～令和	5年4月1日生まれ…	満2歳
令和	5年4月2日～令和	6年4月1日生まれ…	満1歳
令和	6年4月2日～		…満0歳



#### 【保育を必要とする理由】

- ① 月48時間以上就労している方（会社、自営業等、内職を含む）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

※育児休暇取得中の場合は令和7年5月1日までに復職される方が対象となります。

## 2. 申込の手続きについて(令和7年4月1日入所希望の方のみの受付となります)

**申込期間** 令和6年9月2日(月)～9月30日(月) 午後3時～午後6時  
 ※申込期間以外の受付はできません。

**受付場所** 天童市役所 1階会議室

**申込日程** 施設区分ごとに受付の日程が決まっています。詳しくは、別紙「認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所の園児募集について」をご覧ください。

**申込方法** 事前に入所申込書類をお受け取りいただき、申込書に必要事項を記入の上、必ず添付書類が揃ってから市役所に提出してください。受付時には、書類の確認および家庭状況の聞き取り調査を行います。(15分～20分程度)

**必要書類** 入所申込書類は市役所、各施設で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

教育・保育給付認定申請書

保育施設等の利用申込書  
 (兄弟同時申込で別施設へ申し込みの場合、申込児童ごとに1枚必要です。)

家庭状況書

児童状況書兼健康状況申告書  
 (兄弟同時申し込みの場合、申込児童ごとに1枚必要です。)

申込添付書類  
 (申請者および同一世帯に属する保護者分を提出してください。)  
 (下記の「申込添付書類一覧」を確認いただき、該当する書類を提出してください。)

### 【申込添付書類一覧】

会社等に就労している方 (正規職員やパート等)	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※事業主から証明を受けてください。 ※育児休業取得中の方は、 <u>復職(予定)年月日を令和7年5月1日までの日付</u> で提出してください。
自営業、農業従事者の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 事業内容がわかる書類(事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定申告書(収支内訳書)の写し等)
妊娠・出産 (令和7年4月1日を基準日として出産予定日の前8週後8週の方)	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し等(表紙と出産予定日のわかるページ) ※多胎妊娠の場合は産前14週から産後8週の間
保護者(児童)の疾病・障害	<input type="checkbox"/> 主治医の診断書または身体障害者手帳の写し等
親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 主治医の診断書または身体障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書の写し等
求職中	<input type="checkbox"/> ハローワーク受付票の写し
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明(就学時間、在学期間がわかる書類の写し等)
※これから天童市に転入される方	<input type="checkbox"/> 令和6年度課税証明書と転入誓約書(別様式)

※申込の内容に応じて、上記の他にも書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

## <注意事項>

### ●申込日程について

第1希望の施設区分の日程でお越してください。指定の受付日に都合がつかない場合には、他の施設区分の受付日でもかまいませんので、申込期間(木・土・日・祝は除く)内にお越してください。

なお、兄弟申込の場合には、どちらかの日程でお越してください。

### ●幼稚園部分の申し込みについて

認定こども園(あけぼの幼稚園、天童なでしここども園、みくに幼稚園、星幼稚園天童、にこにこ子どもの家、キンダー水木こども園、つばさのもり愛宕こども園、天童東幼稚園、天童しぜん幼稚園、(仮称)たかだま幼稚園)は、保育部分(2号認定・3号認定)の受付になります。幼稚園部分(1号認定)の申し込みは各施設で行ってください。

### ●小規模保育事業所について

小規模保育事業所は、2歳児までの保育となります。卒園後は、各施設が設定する連携施設に入所できます。連携施設以外への入所を希望する場合は、改めて入所申込みが必要です。詳しくは各施設へお問い合わせください。

### ●途中入所申込について

令和7年5月1日以降の途中入所をご希望の場合は、入所希望月の前月15日までが申込期限となります。今回の申込の対象とはなりませんのでご注意ください。

### ●入所決定について

入所の決定は先着順ではありません。家庭状況に応じて指数化し、市が決定します。基準となる指数表はホームページで確認することができます。

なお、入所申込時の申告内容に変更があった場合は、子育て支援課に変更内容をご連絡ください。

## 3. 入所までの流れについて

- ①9月2日～9月30日 保育所等入所申込(第1希望の施設区分の日程でお越してください。)
- ②12月上旬 支給認定証、入所内定通知書及び健康診断案内の発送
- ③1月 健康診断
- ④2月～3月 一日入園案内、保育料仮決定通知、保育所等入所承諾書の発送
- ⑤4月 入園式

## 4. 教育・保育給付認定について

保育所等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。申請については、「保育所等入所申込書」が認定申請書を兼ねておりますので、新たな手続きは不要です。

申込に応じて、市が下記の区分により認定し、「支給認定証」を交付します。(入所の決定通知ではありません。)

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定除く)	認定こども園 幼稚園(新制度)
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所 小規模保育事業所

※保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定となります。

## 5. 保育の必要量と有効期間について

2号または3号認定は、保育を必要とする事由別に、1日11時間まで利用できる「保育標準時間」と、1日8時間まで利用できる「保育短時間」に区分されます。保育時間は各施設ごとに設定され、上記時間を超える保育については、延長保育となります。

また、認定証の有効期間も保育を必要とする事由別に異なります。就学前に有効期限が過ぎた場合は、新たに保育を必要とする認定申請が必要となります。

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定証の有効期間
就労(月120時間以上)	標準時間	就学前まで
就労(月48時間以上)	短時間	就学前まで
妊娠・出産 (産前8週・産後8週)	標準時間	産前8週から産後8週の間 (多胎妊娠の場合は産前14週・産後8週)
保護者の疾病・障がい	通院状況等による	就学前まで
同居親族の介護	介護状況等による	就学前まで
災害復旧	標準時間	復旧活動終了まで
求職活動	短時間	90日間
就学	就学時間による	保護者の就学期間による
育児休業 (兄弟の継続利用に限る)	短時間	就学前まで

平日に休みがある場合は、自宅での保育、短い時間での保育への協力をお願いする場合があります。仕事の時間に合わせた保育になりますので、仕事が終わる次第速やかに迎えをお願いします。

## 6. 利用者負担額(保育料)について

保育料は、原則として、児童の父母の市民税額の合計によって決定します。

金額については、市ホームページに掲載または子育て支援課窓口で配布している、天童市利用者負担額(保育料)表をご覧ください。(延長保育や、施設によっては教材費等の実費がかかる場合があります。詳しくは各施設の施設案内をご覧ください。)

※保育料の算定に用いる税額は、市税務課より送付された「市民税・県民税 税額決定通知

保育料	算定基礎
令和7年4月～令和7年8月まで	令和6年度市民税
令和7年9月～令和8年3月まで	令和7年度市民税

書」をご覧ください。対象となる金額は「市民税」の所得割額です。(住宅借入金等特別控除等がある方は、税額控除前の税額を確認してください。)

※3歳児以上と0歳～2歳児の市民税非課税世帯及び市民税所得割額が97,000円未満の世帯については、基本保育料が無償化の対象となります。副食費(おかず、おやつ代)については、園に納入していただくこととなります。ただし、世帯年収360万円未満相当世帯の児童と未就学児第3子以上の児童については、副食費の納入が免除されます。

お問い合わせ  
天童市健康福祉部  
子育て支援課 とも育成係  
TEL 023-654-1111  
(内線 724～726)